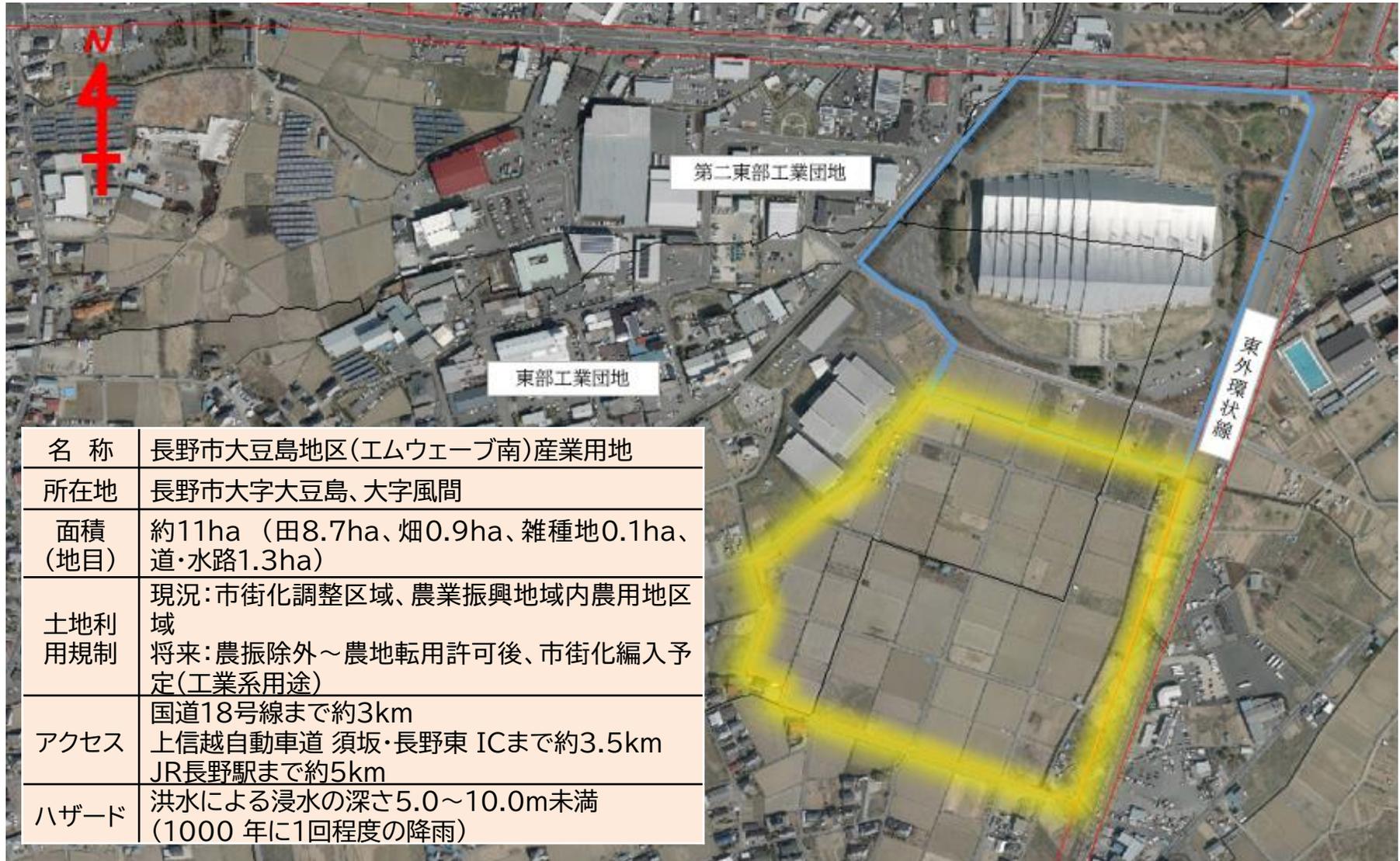


産業用地開発に伴う長野地域基本計画の変更等について

商工観光部商工労働課



名称	長野市大豆島地区(エムウェーブ南)産業用地
所在地	長野市大字大豆島、大字風間
面積 (地目)	約11ha (田8.7ha、畑0.9ha、雑種地0.1ha、 道・水路1.3ha)
土地利用 規制	現況:市街化調整区域、農業振興地域内農用地区 域 将来:農振除外～農地転用許可後、市街化編入予 定(工業系用途)
アクセス	国道18号線まで約3km 上信越自動車道 須坂・長野東 ICまで約3.5km JR長野駅まで約5km
ハザード	洪水による浸水の深さ5.0～10.0m未満 (1000年に1回程度の降雨)

1. これまでの経過（令和4年度）

期日	内容
令和4年4月1日～5月20日	立地開発提案募集
5月26日	立地開発事業者選定委員会で事業者グループを選定 代表構成員:北野建設株式会社 その他開発事業者 株式会社第一土建コンサルタント 立地事業者は非公開
6月3日	地権者説明会(47/77人出席) ・事業者グループ選定経過の説明 ・開発事業者を紹介
7月3日	地権者説明会(31/77人出席) ・事業スキームの説明 ・これまでに回答できなかった周辺道路整備や河川改修などについて担当課から回答
7月4日以降	開発事業者が各地権者を訪問 ・事業への協力依頼 ・買収価格の提示 ・不動産売渡承諾書を渡し、提出を依頼
	市、関係機関協議

2. 立地開発提案募集・選定

(1) 選定結果

【募集期間】令和4年4月1日から（提案書提出期限 5月20日）

立地開発事業者
選定委員会
(令和4年5月26日)

【選定結果】 参加した1グループの提案を審査し選定
代表構成員 北野建設株式会社
その他開発事業者 株式会社第一土建コンサルタント

(2) 提案概要

NAGANO EAST CREATIVE CORE 開発プロジェクト

NAGANO EAST CREATIVE CORE 開発コンセプト

長野市の新たな産業コアとしての
知識創造型先進的ものづくり拠点

大豆島開発計画地の良好な立地を活かし、DX時代における企業価値の源泉である「知識創造」を充実させる労働環境及び企業価値による持続可能な社会に向けた課題の解決を担いSDGs目標達成に貢献する先進的な環境調和型産業施設を目指すとともに、エムウェーブと隣接する立地を生かし長野市のみならず北信地域の新たなシンボリックランドスケープを創造する。

開発コンセプト

長野市の
新たな
先進的産業拠点

都市近接型
交通利便性
優良立地

DX時代の
ものづくり
イノベーション
創出環境

北信を代表する
ランドスケープ

環境課題解決
SDGs

産官学連携

立地事業者として、製造業、建設業、自動車関連 を想定

3. 長野地域基本計画の変更について

協議事項 1

◎ 民間開発による整備手法としていることから、地域未来投資促進法に基づく支援措置(農用地区域からの除外及び農地転用許可の配慮)の活用が可能となるよう、前提となる長野地域基本計画の変更を行う。

地域未来投資促進法とは

地域未来投資促進法(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律)は、地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、経済効果を及ぼすような地域経済牽引事業を実施する民間事業者等を国と都道府県、市町村が一体となって支援する制度

地域未来投資促進法に基づく支援措置を受けるために必要な計画

計画名称	計画の趣旨	策定主体等
①長野地域基本計画	地域ごとに定める基本計画	市町村及び長野県が協議 ⇒ 国同意
②土地利用調整計画	農振除外等の範囲	長野市が申請 ⇒ 県(振興局)同意
③地域経済牽引事業計画	各種支援措置の対象事業	事業者が申請 ⇒ 県(振興局)承認

長野地域基本計画の変更(追加事項)

Ⓐ: 地域特性を追加

Ⓑ: 計画地を重点促進区域に追加

長野地域基本計画の概要

地域経済牽引事業の要件など法に基づく支援措置の活用に向けた基本的な方針を地域ごとに定めるもの(長野県では、地域振興局管内ごとに策定している)

1 計画(促進)区域

8市町村:長野市、須坂市、千曲市、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町
(※長野広域連合、連携中枢都市圏における坂城町以外の市町村)

① 地域特性の追加

2 地域経済牽引事業の要件

【要件1:地域の特徴およびその活用戦略に沿った事業であること】

- ① デバイス関連企業や装置関連企業等の産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ② りんご、ぶどう等の特産物を活用した食品関連産業分野
- ③ キノコの廃培地や木材等の二次利用資源を活用した環境・エネルギー分野
- ④ 善光寺、松代城等の観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野
- ⑤ 素材産業、加工組立型産業、食料品製造業の集積を活用した第4次産業革命関連分野
- ⑥ 上信越自動車道や長野自動車道などの交通インフラを活用した建設関連分野
- 追加(後述)⇒⑦ 上信越自動車道や長野自動車道などの交通インフラを活用した流通・物流関連分野

【要件2:高い付加価値額の創出】 ・付加価値額:3,685万円超

【要件3:いずれかの経済的効果が見込まれること】

- ① 取引額:6%増加、② 雇用者給与等支給額:10%増加、③ 売上:6%増加

② 3,4への位置付け

3 重点促進区域

促進区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域として設定
須坂市、千曲市、高山村において、重点促進区域1~4を設定済み**重点促進区域5を追加(後述)**

4 土地利用調整に関する基本事項

地区内における公共施設整備の状況、地域内の遊休地等の状況等、他計画との調和等のほか、土地の農業上の利用との調整等に関し必要な事項を記載 **重点促進区域5を追加(後述)**

5 計画期間

計画同意の日から令和4年度末日(平成29年12月22日から令和5年3月31日)

このほか、事業環境の整備、支援機関の支援内容、ほか事業促進に際し配慮すべき事項等を定めている

① 地域特性の追加

製造、建設関連分野などあらゆる産業を支える物流・流通関連分野におけるカーボンニュートラルへの対応として、普及が進む電気自動車などの整備業務の需要拡大を踏まえ、「**上信越自動車道や長野自動車道などの交通インフラを活用した物流・流通関連分野**」を追加する。

② 重点促進区域への位置づけ

製造業や建設関連分野の需要増加に伴う事業拡大ニーズがあり、それらの産業活動を支える物流・流通関係の機械器具整備業のニーズがある一方で、地域経済牽引事業の実施に必要となる一団の土地の確保が困難であることから、やむを得ず農地も含めて**重点促進区域を設定**する。



○ 土地利用調整の方針

「農用地における地域経済牽引事業の用に供する施設の整備についての配慮」を活用することを想定して、重点促進区域を設定することに伴い追加する。

地域未来投資促進法関係スケジュール（案）

	内 容
令和4年9月	長野地域経済牽引事業促進協議会（8市町村、商工団体、地域振興局等）へ ①長野地域基本計画変更について意見照会
10月	長野地域経済牽引事業促進協議会で変更案 承認 国へ長野地域基本計画 変更協議 ②土地利用調整計画 県事前協議
12月	長野地域基本計画 変更同意
令和5年1月	土地利用調整計画 提出
2月	土地利用調整計画 同意
3月	③地域経済牽引事業計画 提出～承認

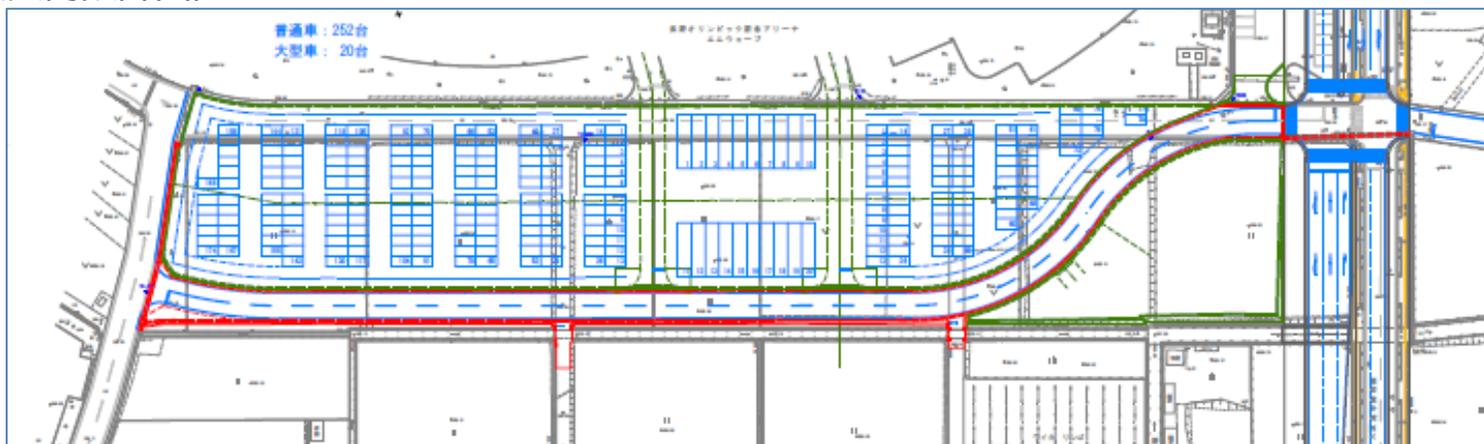
4. 市道大豆島261号線改良事業について

県道三才大豆島中御所線拡幅に伴うエムウェーブの代替駐車場整備に併せて行う市道大豆島261号線の付け替えについて、次の方針により整備するもの

協議事項 2

- ① 産業用地開発の区域外であるため、**市が整備する**。
- ② 産業用地開発事業との整合を図るため、幅員を現計画の7.5mから変更し、**最低9m以上(歩車分離)**として整備する。

(参考：変更前設計図)



【概算経費】：155,500千円（令和5～6年度）

（財源：地方道路等整備事業債一般分（充当率90%措置率0%）

※このほか、移転補償費が生ずる可能性がある（電柱、信号機、ガス管）